助成にかかる実地監査（使途調査）について

1　趣　　旨

共同募金による助成金の適正執行の確認については、「静岡県共同募金会運動実施細目（以下、「運動実施細目」という。）の「Ⅳ配分（助成）　9.助成を受けた者に対する監査等の実施」の規定の基づき、本会事務局において使途報告書により行っているが、適時、監査を行うことができる規定となっている。

ついては、次により「実地監査（使途調査)」(以下「実地監査」という。)を行うものとする。

2　実地監査計画及び方法

（1）実地監査実施計画

事務権限規程第３条（５）により、本会常務理事は助成申請にかかる実地監査の実施計画を別途定める。

（2）監査方法

①　対象となる助成を受けた者に対し、監査日の14日前までに、監査期日、監査職員の職氏名、監査の実施場所等、監査に必要な事項について文書をもって通知する。

②　助成を受けた者の活動拠点又は対象施設等の現地において、対面により行う。ただし、災害発生及び感染症まん延等のため、現地において対面による監査が困難な場合には、配分委員による書面監査とすることができる。

③　使途報告書及び証憑書類等により、助成を受けた者の代表者又は担当者に説明を求め、「4　監査の内容」に規定する事項を監査する。

3　監査の対象及び監査の時期

（1）次に掲げる事業で前年度に事業を実施した助成事業のうち、原則として助成額が200万円以上のものを対象とする。

助成区分	助成事業	助成を受けた者	監査の時期
一般募金による助成	福祉施設機器整備事業	社会福祉施設、更生保護施設	事業完了翌年度の８月から３月末 ※配分委員による実地調査に合わせて実施することもある。

（2）事業完了翌年度から起算して５年以内の助成事業で助成条件に違反する事案が疑われるもの。(随時)

4　監査の内容

(1)　共同募金会から監査職員の紹介と監査目的・手順の説明

(2)　助成を受けた者への質問（法人・施設等代表者又は担当者が説明）

①　施設等の現況（事業内容、利用者数等）と助成の効果

②　現物確認（助成物品・成果品等の現物確認、助成シール等貼付状況）

③　助成事業の執行状況（使途実施報告書どおりに処理されているか）

・入札・見積合わせ等手順、契約状況、納品・検収状況

・請求・支払・助成金収入の状況、固定資産台帳計上状況

④　助成事業の広報状況（お知らせ回覧板の回覧状況等）
⑤　共同募金運動への取り組み状況

5　監査の結果

助成を受けた者に対して、次により監査結果を口頭又は文書で伝達するものとする。

(1)本会が示した助成条件、法人の経理規程等の違反が認められない場合

実地監査時に、口頭で「問題がない」旨を伝達する。ただし、２（２）監査方法で規定する災害発生及び感染症まん延等のため、現地において対面による監査が困難で書面監査を行った場合は、監査後1か月以内に文書により通知する。（様式1）

(2)本会が示した助成条件、法人の経理規程等の違反が認められる場合

監査結果	内　容	伝達時期
助成金返還	①使途指定の内容に反し、又は事業が不振の場合は、助成金の一部又は全額の返還を求める。 ②助成決定後、経営主体の変更等、助成要綱に反する事項が明らかとなった場合は取り消しとなる。	監査後 1 か月以内 （様式2）
文書指摘	「助成金返還」以外で、本会が示した助成条件、法人の経理規程等の違反が認められる場合は、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指摘する。 また、改善措置について期限を付して報告を求める。	監査後 1 カ月以内 （様式1）
口頭指導 又は 文書指導	「助成金返還」以外で、本会が示した助成条件、法人の経理規程等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合や、文書による指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は口頭により指導する。 ただし、災害発生及び感染症まん延等のため、現地において対面による調査が困難で書面監査を行った場合は、文書により指導する。	実地監査時 又は書面監査の場合は監査後1カ月以内 （様式1）

6　配分委員会、理事会への報告

実地監査の結果は、監査後速やかに配分委員会、理事会に報告する。

（附則）
1　この取り扱いは、令和元年8月1日から施行する。（常務理事決裁）
（附則）
1　この取り扱いは、令和2年12月16日から施行する。（常務理事決裁）
（附則）
1　この取り扱いは、令和3年10月1日から施行する。（常務理事決裁）